(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて両締約国間で交渉するための機会を十分に与える。

(c)　当該一方の締約国は、承認を一方的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきであることについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第七・十条　独占及び排他的なサービス提供者

1　締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第七・三条から第七・五条までの規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の特定の約束の対象となっている分野において当該締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の区域内において第七・三条及び第七・五条の規定に基づく当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第七・十一条　商慣習

1　両締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認める。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1に規定する商慣習を撤廃することを目的として協議する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報であって公に利用可能なものを提供することによって協力する。当該要請を受けた締約国は、また、自国の法令に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関し適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請を行った締約国に提供する。

第七・十二条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第七・十三条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2　1に規定する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　内国民待遇及び最恵国待遇に基づいて適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第七・十四条　透明性

各締約国は、全ての分野において、第七・三条から第七・五条までの規定に基づく義務に影響を及ぼす全ての関係する措置を記載した法的拘束力のない表を作成する。当該表は、この協定の効力発生の日から五年以内に他方の締約国と交換され、及び公に利用可能なものとされるものとし、また、必要に応じ又は両締約国の合意に基づき、将来の見直し及び改定の対象となる。当該表には、次の要素を含める。

(a)　分野及び小分野又は事項

(b)　適合しない規定（内国民待遇、最恵国待遇又は市場アクセスに係るもの）の種類

(c)　当該措置の法的根拠その他の根拠

(d)　当該措置の簡潔な説明

注釈　この条の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。この条の規定に基づくいかなる見直し又は改定も、当該表を更新することのみを目的とする。

第七・十五条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であって当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該一方の締約国が、当該第三国に関する措置であって次のいずれかに該当するものを採用し、又は維持する場合

(i)　当該法人との取引を禁止するもの

(ii)　当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、又は当該措置を阻害することとなるもの

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であって当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七・十六条　サービスの貿易に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。